

窪田理容美容専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は学校教育法ならびに理容師法および美容師法の定めるところにより、理容師および美容師を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は窪田理容美容専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都中野区中野4丁目11番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員および休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	入所時期	総定員	クラス定員	備考
職業実践専門課程 衛生専門課程	理容学科※	2年	40人 (1学級)	4月	80人	40人	・本科コース ・認定エステティシャン 取得コース
	美容学科※	2年	140人 (4学級)	4月	280人	35人	
	テクニカル 対応学科	1年	40人 (1学級)	4月	40人	40人	
	美容学科 トライチェンジ コース※	3年	40人 (1学級)	4月	120人	40人	

※は職業実践専門課程

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日

後 期 10月1日から3月31日

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 本校の創立記念日 4月10日
- (4) 夏季休業 7月25日から8月24日まで
- (5) 冬季休業 12月23日から1月7日まで
- (6) 春季休業 4月1日から4月7日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定に拘らず休業日を変更し、あるいは休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間数および教職員組織

(教育課程、授業時間数)

第7条 本校の教育課程および授業時間数は次のとおりとする。

①職業実践専門課程（衛生専門課程）

理 容 学 科 本 科 コー ス (昼 間 課 程)						
課 目 名	1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)	
	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数		
必 修 課 目 (衛生分野)	関係法規・制度	20	0.57	12	0.34	32(1単位)
	衛生管理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
	保健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
	化粧品科学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
	文化論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
	理容技術理論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)
	運営管理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)
	理容実習※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)
小 計	722		730		1452(47単位)	

職業実践専門課程 (衛生分野)	課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)
			授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	
	選 択 課 目	一 般 教 養 課 目	生活文化と作法	22	0.62	10	0.28
				造形心理学と表現	10	0.28	22
		保 健 体 育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
		接 客 法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
		総 合 学 習 ※	16	0.45	76	2.17	92(3単位)
	専 門 教 育 課 目	トータルビューティ	75	2.14	0	0	75(2単位)
		総 合 技 術 ※	65	1.85	27	0.77	92(3単位)
		選 択 実 習 (エステ・理容)	141	4.02	106	3.02	247(8単位)
	小 計		375		260		635(20単位)
	合 計		1097		990		2087(67単位)

※は企業と連携した授業を実施する課目

理 容 学 科 認 定 エ ス テ ヲ シ ャ ン 取 得 コ ー ス (昼 間 課 程)							
職業実践専門課程 (衛生分野)	課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)
			授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	
	必 修 課 目		関係法規・制度	20	0.57	12	0.34
		衛 生 管 理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		保 健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		香 粧 品 科 学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		文 化 論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		理 容 技 術 理 論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)
		運 営 管 理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)
		理 容 実 習 ※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)
	小 計		722		730		1452(47単位)

		課 目 名	1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)
			授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	
職業実践専門課程 (衛生分野)	選 択 課 目	一般教養課目					
		生活文化と作法	22	0.62	10	0.28	32(1単位)
		造形心理学と表現	10	0.28	22	0.62	32(1単位)
		保 健 体 育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
		接 客 法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
	総 合 学 習 ※	16	0.45	76	2.17	92(3単位)	
	専 門 教 育 課 目						
	トータルビューティ	75	2.14	0	0	75(2単位)	
	総 合 技 術 ※	65	1.85	27	0.77	92(3単位)	
	選 択 実 習 (エステ・理容)	141	4.02	106	3.02	247(8単位)	
小 計		375		260		635(20単位)	
合 計		1097		990		2087(67単位)	

※は企業と連携した授業を実施する課目

美容学科（昼間課程）								
課目名		1年次		2年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
必修 課 目	関係法規・制度	20	0.57	12	0.34	32(1単位)		
	衛生管理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)		
	保健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)		
	化粧品化学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)		
	文化論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)		
	美容技術理論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)		
	運営管理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)		
	美容実習※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)		
小計		722		730		1452(47単位)		
課目名		1年次		2年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
職業実践専門課程 (衛生分野)	選択 課 目	一般 教 養 課 目	生活文化と作法	22	0.62	10	0.28	32(1単位)
			造形心理学と表現	10	0.28	22	0.62	32(1単位)
			保健体育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
			接客法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
			日本文化(伝承美)	56	1.60	7	0.20	63(2単位)
			総合学習※	16	0.45	46	1.31	62(2単位)
	専門 教 育 課 目	ヘアカラーリング	45	1.28	18	0.51	63(2単位)	
		メイクアップ※	33	0.94	63	1.80	96(3単位)	
		シャンプー&ブロー	30	0.94	33	0.94	63(2単位)	
		総合技術※	51	1.45	42	1.20	93(3単位)	
		選択実習	66	1.88	0	0	66(2単位)	
	小計		375		260		635(20単位)	
合計		1097		990		2087(67単位)		

※企業と連携した授業を実施する課目

美容学科トライチェンジコース（夜間課程）										
必修科目		1年次		2年次		3年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
必修 課 目	関係法規・制度	12	0.34	12	0.34	8	0.22	32(1単位)		
	衛生管理	28	0.8	28	0.80	40	1.14	96(3単位)		
	保健	40	1.14	40	1.14	16	0.45	96(3単位)		
	化粧品化学	22	0.62	22	0.62	20	0.57	64(2単位)		
	文化論	24	0.68	24	0.68	16	0.45	64(2単位)		
	美容技術理論	64	1.82	64	1.82	28	0.80	156(5単位)		
	運営管理	0	0	14	0.40	18	0.51	32(1単位)		
	美容実習※	262	7.48	248	7.08	402	1.14	912(30単位)		
小計		452		452		548		1452(47単位)		
課目名		1年次		2年次		3年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
職業実践専門課程（衛生分野）	選択 課 目	一般 教 養 課 目	生活文化と作法	10	0.28	12	0.34	10	0.28	32(1単位)
			造形心理学と表現	16	0.45	16	0.45	0	0	32(1単位)
			保健体育	12	0.34	10	0.28	10	0.28	32(1単位)
			接客法	20	0.57	8	0.22	4	0.11	32(1単位)
			日本文化(伝承美)	44	1.25	4	0.11	14	0.4	62(2単位)
			総合学習※	12	0.34	11	0.31	13	0.37	36(1単位)
	専門 教 育 課 目	専 門 教 育 課 目	ヘアカラーリング	20	0.57	18	0.51	24	0.68	62(2単位)
			メイクアップ※	38	1.08	40	1.14	16	0.45	94(3単位)
			シャンプー&ブロー	22	0.62	22	0.62	20	0.57	64(2単位)
			総合技術※	55	1.57	92	2.63	42	1.20	189(6単位)
	小計		249		233		153		635(20単位)	
	合計		701		685		701		2087(67単位)	

※企業と連携した授業を実施する課目

テクニカルスタイリスト科						
専 門 課 程 （ 衛 生 分 野）	必修科目		年間授業時数	週授業時数	備考	
		サロン実習と接客技術	90	2.5		
		総合学習	150	4.1		
		総合技術	180	5		
		ヘアケア技術	90	2.5		
		ビジネス情報	30	0.8		
	A	①	選択・まつ毛エクステ・美容W	60	1.6	Aコースは①、②、 ③、④のどれかを選 択 Bコースは④を選 択
		②	選択・サロンスタイル・美容W			
		③	選択・ブライダルシェービング・理容W			
	B	④	選択・メイク・ビューティコース			
	小 計		600			
特別授業		年間授業時数	週授業時数			
A	①	選択・理容ダブルライセンスコース	240	6.6	A(①または②)、あ るいはBのどちらか を選 択	
	②	選択・美容ダブルライセンスコース				
B		ビューティーコース	240	6.6		

2 本校の教育課程および授業時間数の1単位時間は50分とする。

3 授業時間数を単位数に換算する場合の計算方法は30時間をもって1単位とする。

(同時授業)

第8条 昼間課程理容学科、同課程美容学科、夜間課程美容学科、通信課程理容学科および同課程美容学科において同時授業は実施していない。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

(昼間課程・通信課程)

始 業 午前 9 時

終 業 午後 4 時 5 分

ただし、午前9時から10分間、および午後3時55分から10分間はホームルームとする。

(夜間課程)

始 業 午後 5 時 45 分

終 業 午後 9 時 55 分

ただし、午後 5 時 45 分から 10 分間、および午後 9 時 45 分から
10 分間はホームルームとする。

(教職員組織)

第 10 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 教 員 11 名以上
- (3) 事 務 職 員 1 名以上
- (4) 学 校 医 1 名

2 校長は公務を司り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校以上の学校を卒業した者もしくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 12 年の課程を終了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。留学生においては、日本語能力試験の 2 級以上に合格した者、もしくは日本語教育施設で 6 ヶ月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜時に行われる日本語試験で日本語能力試験 2 級以上である事を確認した者。
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (4) 終業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者

(入学の時期)

第 12 条 本校の入学時期は毎年 4 月 1 日とする。

(入学手続・入学許可)

第 13 条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に所要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ、第 22 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

- (1) 最終学校卒業（または見込）証明書
- (2) 写真（上半身、脱帽、名刺型、3 か月以内に撮影したもの）3 枚

2 第 1 項または前項の手続きを終えた者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 入学を許可された者は指定期日までに 22 条に定める納付金を納付するとともに、本校所定の在学保証書等必要書類を本校に提出しなければならぬ。

(転入者)

第 14 条 転入者の受入れは原則的に行わないものとする。

(休学・復学)

第 15 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって 20 日以上出席することが出来ない場合は、その事由を記載した書面に疾病の場合は診断書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならぬ。

2 前項により休学した生徒は、休学の事由が消滅したとき、校長に届け出て復学についての許可を受けなければならぬ。

(自主退学)

第 16 条 退学しようとする生徒は、その理由を記載した書面を校長に提出し、その許可を得なければならぬ。

(卒業・修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、所定の教科科目の履修を修了し、所定の教科科目について試験を行い、合格した者に対して卒業を認定する。

第18条 前条の認定をした者には卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第19条 前条に規定するところにより、職業実践専門課程(衛生専門課程)理容学科ならびに同美容学科、同美容学科トライチェンジコースを修了した者は、専門士(衛生専門課程)と称することができる。

(ほう賞)

第20条 成績優秀で他の模範となる者に対し、ほう賞することがある。

(懲戒)

第21条 生徒が、この学則その他の本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、戒告(始末書)、停学および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

項 目	理・美容学科	テクニカルスタイリスト科	美容学科 トライチェンジコース
入 学 検 定 料	20,000円	20,000円	20,000円
入 学 金	120,000円	50,000円	100,000円
授 業 料 (月)	50,000円	50,000円	32,500円
実 習 料 (月)	18,000円	5,000円	3,000円
施 設 維 持 費 (年)	245,000円	150,000円	143,333円

2 納付した前項の納付金は理由の如何に拘らず返還しない。

但し、3月31日迄に入学辞退があった場合には、原則として入学金以外の納付金は返還する事とする。

(寄宿舍)

第23条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(定期健康診断)

第24条 生徒の健康診断は別に定めるところにより、毎年1回定期に行う。

第6章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第25条 本校は附帯教育として、理容師法および美容師法の定めるところにより、下表の学科の通信課程を置く。

学 科	修業年限	入学定員(学級数)	総定員	入学時期
理容学科	3 年	20名 (1学級)	60名	10月
美容学科	3 年	80名 (2学級)	240名	10月
美容 ダブルライセンス科 (理容修得者課程)	1年6ヶ月	40名 (1学級)	80名	10月
理容 ダブルライセンス科 (美容修得者課程)	1年6ヶ月	30名 (1学級)	60名	10月

2 通信課程の教科課程、授業方法、入学手続、納付金、その他必要な事項については別に定める。

附 則

1. この学則は昭和 51 年 9 月 3 日から施行する。
1. この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

1. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。